

公園設置義務の緩和のお知らせ（施行日：令和2年4月1日）

開発面積が0.3ha以上の開発行為については、これまで公園等の設置が義務付けられていましたが、平成28年12月に関係法令の見直しが行われ、条例により、「0.3ha」から「1.0ha」を超えない範囲で緩和することが可能となりました。

本市には既に300箇所以上の公園があることから、公園利用者が徒歩で行ける範囲を考慮し、既存の公園からおおむね250mの範囲で開発行為を実施する場合に限り、この緩和を実施することとしました。

（松江市開発行為等の許可の基準に関する条例 第9条）

（松江市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則 第16条）

●手続き変更点（0.3ha以上の開発行為）

- ・開発行為事前協議の申請前に公園緑地課と協議し、下記要件の②、③に該当するかを確認してください。
- ・開発行為事前協議申請書に、公園緑地課との協議結果が分かる協議書を添付してください。

●緩和要件

- ①開発面積が1ha以下であること。
- ②開発区域からおおむね250mの範囲に都市公園又は普通公園があること。
- ③開発区域から公園まで、河川、山林、鉄道、幹線道路等に妨げられることなく、移動できること。

都市公園 … 松江市都市公園条例第2条に規定

普通公園 … 松江市普通公園条例第2条に規定

